

令和5年度

和水町簡易水道事業

水質検査計画

令和5年4月

和水町 建設課

和水町簡易水道事業 令和5年度水質検査計画

1 基本方針

和水町簡易水道事業では、水道水が水道法の水質基準に適合し安全な水を供給するため、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)、原水は水源施設にて直接取水できる箇所とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた毎日検査項目と水質基準項目に加えて、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目とします。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水道法に基づき設定します。

水道法に基づく、色・濁り・残留塩素濃度(消毒用薬品の残留の程度)に関する検査は、1日1回行います。

水質基準項目に関する検査については、月1回以上の検査が必要な項目、及び3ヶ月に1回以上の検査が必要な項目に区分され、過去の検査結果、水源や給水地域の状況、特性等を踏まえ検査回数を軽減または省略することが可能となっていますが、水道水の安全性並びに1年間の水質変化を確認するため、全項目を年1回、26又は27項目を年3回行います。

原水の検査については、水質基準の適用を受けませんが、水質基準項目のうち40項目を年1回行います。また、耐塩素性病原生物の汚染の可能性を判断するため指標菌の検査を年4回行います。

2 水道事業の概要

和水町簡易水道事業は、平成元年から平成5年にかけて、旧菊水町の馬場地区、大藤地区及び東郷地区の創設に始まり、平成10年度に馬場地区と大藤地区を統合して中央地区とし、平成27年度に中央地区と東郷地区を統合し和水町簡易水道事業として平成28年4月から運営を行っております。

(令和5年3月31日現在)

事業名	認可年月日	給水開始 年月日	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	計画1日最大 給水量(m3/ 日)	1日最大給 水量(m3/ 日)
和水町簡易 水道事業	H26.3.30	H28.4.1	1,800	1,538	642.3	476.9

3 水源の概要

区分	水源地	原水の種類	浄水の方法	使用薬品	汚染源の状況
1	馬場地区	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
2	大藤地区(第1水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
3	〃(第2水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
4	〃(第3水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
5	〃(第4水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
6	〃(第5水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
7	東郷地区(第1水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし
8	〃(第2水源地)	地下水	塩素滅菌処理	次亜塩素酸ナトリウム	なし

4 水質検査項目、採水地点及び検査頻度

(1) 毎日検査

1日1回、各簡易水道施設の給水栓において色・濁り・残留塩素の監視を行います。

(2) 水質基準項目検査

検査する水質基準項目については、過去の検査結果等も踏まえて、下記のとおり検査を行います。なお、詳細については、「水質検査採水箇所一覧」及び「水質検査計画書(平成31年度)」に記載しております。

①毎月検査する項目(省略不可)

1ヶ月に1回、各簡易水道の施設の給水栓において、水質基準項目のうち9項目について、水質検査を行います。

②3ヶ月に1回以上検査する項目

3ヶ月に1回、各簡易水道施設の給水栓において、水質基準項目のうち27・28項目(①を含む)について、水質検査を行います。

また、過去の検査結果値が基準値の5分の1を超えた項目で必要とされる場合は追加して実施します。

③全項目

過去の検査結果並びに水源その他の状況からの判断により、1年に1回あるいは3年に1回まで省略が可能な項目がありますが、水道水の安全性及び水質変化の確認のため、1年に1回、各簡易水道の施設の給水栓において、水質基準項目の全項目について、水質検査を行います。

④原水の検査

水質基準の適用を受けない原水については、水源地取水井入口で1年に1回、40項目について、水質検査を行います。

また、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）の汚染の可能性を判断するため、3ヶ月に1回、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を1年に4回行います。

5 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化がある場合に、必要に応じて水源、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- (3) 水道施設（配水池、配水管、送・導水管等）が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (4) その他（利用者からの苦情、水質相談など）必要があると認められるとき。

上記のような水質変化により、浄水処理等の対応ができずに給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合、ただちに給水を停止するとともに、水質検査を実施し、検査結果から水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで検査を行います。

6 水質検査の委託とその選択基準

検体の採取・水質検査・成績書の発行までの水質検査業務を水道法第20条に基づき指定登録されている水質検査機関に委託します。

委託先の選択基準については、検査精度・信頼性を考慮し、厚生労働省が主催する「水質検査の精度管理に係る調査結果」で結果が優秀であり、全51項目を自社分析でき、臨時検査時の迅速な対応により検査結果が出せる等、検査体制が整備されている検査機関とします。

7 水質検査計画及び検査結果の公表並びにご利用の皆様のご意見

水質検査計画は、安心・安全な水道水を提供するため、過去3年間の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定、評価し、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改正を行う場合があります。このような、安心・安全な水道水の供給への取り組みをご理解いただく等の趣旨により、水質検査計画及び過去3年間の検査結果を公表します。和水町建設課にて閲覧できますが、全項目検査の結果については、和水町ホームページでも閲覧できます。

また、水質検査計画を公表することにより、町民の皆様からのご意見をいただき、水質検査計画の見直しの際にご意見を反映し、より安心・安全な水道水の供給を目指します。

○水質検査採水箇所一覧

浄水

区分	配水系統名	採水場所
1	馬場地区	施設内給水栓
2	大藤地区	施設内給水栓
3	東郷地区	施設内給水栓

原水

区分	配水系統名	採水場所
1	馬場地区	和水町江田 施設内取水井口水栓
2	大藤地区(第1水源地)	和水町江田 施設内取水井口水栓
3	〃 (第2水源地)	和水町江田 取水井口水栓
4	〃 (第3水源地)	和水町江田 取水井口水栓
5	〃 (第4水源地)	和水町江田 取水井口水栓
6	〃 (第5水源地)	和水町江田 施設内取水井口水栓
7	東郷地区(第1水源地)	和水町焼米 施設内取水井口水栓
8	〃 (第2水源地)	和水町焼米 取水井口水栓

水質検査計画書【令和5年度】

採取地点：大藤地区

項 目	4月		5月		6月	7月	8月		9月	10月	11月		12月	1月	2月		3月
	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水
1	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
2	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
3	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
4	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
5	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
6	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
7	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
8	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
9	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
10		●					●	●			●				●		
11		●					●	●			●				●		
12		●					●	●			●				●		
13		●					●				●				●		
14		●					●				●				●		
15		●					●				●				●		
16		●					●				●				●		
17		●					●				●				●		
18		●					●				●				●		
19		●					●				●				●		
20		●					●				●				●		
21		●					●				●				●		
22		●					●				●				●		
23		●					●				●				●		
24							●	●									
25							●	●									
26							●	●									
27							●	●									
28							●	●									
29		●					●	●			●				●		
30							●	●									
31							●	●									
32							●	●									
33							●	●									
34		●					●	●			●				●		
35							●	●									
36							●	●									
37							●	●									
38							●	●									
39							●	●									
40							●	●									
41							●	●									
42							●	●									
43							●	●									
44							●	●									
45		●					●	●			●				●		
46		●					●	●			●				●		
47							●	●									
48							●	●									
49							●	●									
50							●	●									
51							●	●									
52			●					●			●					●	
53			●					●			●					●	
項目数	9	27	2	9	9	51	42	9	9	27	2	9	9	27	2	9	
検体数	1	1	5	1	1	1	5	1	1	1	5	1	1	1	5	1	

水質検査計画書【令和5年度】

採取地点：東郷地区

項 目	4月		5月		6月	7月	8月		9月	10月	11月		12月	1月	2月		3月
	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水
1	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
2	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
3	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
4	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
5	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
6	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
7	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
8	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
9	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●
10		●					●	●			●				●		
11		●					●	●			●				●		
12		●					●	●			●				●		
13		●					●				●				●		
14		●					●				●				●		
15		●					●				●				●		
16		●					●				●				●		
17		●					●				●				●		
18		●					●				●				●		
19		●					●				●				●		
20		●					●				●				●		
21		●					●				●				●		
22		●					●				●				●		
23		●					●				●				●		
24							●	●									
25							●	●									
26							●	●									
27							●	●									
28		●					●	●			●				●		
29		●					●	●			●				●		
30							●	●									
31							●	●									
32							●	●									
33							●	●									
34		●					●	●			●				●		
35							●	●									
36							●	●									
37							●	●									
38							●	●									
39							●	●									
40							●	●									
41							●	●									
42							●	●									
43							●	●									
44							●	●									
45							●	●									
46		●					●	●			●				●		
47							●	●									
48							●	●									
49							●	●									
50							●	●									
51							●	●									
52			●				●				●				●		
53			●				●				●				●		
項目数	9	27	2	9	9	51	42	9	9	27	2	9	9	27	2	9	
検体数	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	

